

○国民健康保険加入者へ

- ▶ 転出または転居する方は、国民健康被保険者証をお持ちください。
 なお、転出する方は、転出日以降に本町の被保険者証を使わないようご注意ください。
- ▶ 大学、高校などに進学するため転出する方は、学生用の本町の被保険者証(マル学被保険者証)を交付しますので、次のものをお持ちください。

- ・国民健康保険被保険者証
 - ・在学証明書(入学前の場合は、合格通知書または入学許可証)の原本
- 国民健康保険は、住所地で加入することが原則ですが、修学のため町外に転出し転出前に所属していた世帯と生計が同一の場合は、本町の国民健康保険に継続して加入し、マル学被保険者証の交付を受けることができます。
- 国民健康保険税は、これまでどおり転出前の世帯主に課税されます。
- ▶ 老人ホームや障がい者施設などに入所するため転出する方は、そのまま本町の被保険者証を使用する場合がありますので、ご相談ください。

▶ 問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎ 9134


○後期高齢者医療制度加入者へ

- ▶ 県外へ転出する方は、後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。
- ▶ 問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎ 9134

○転入転出に伴う窓口業務の休日開庁のお知らせ

年度末年度始めに住民異動が集中するため、以下のとおり窓口業務を休日開庁します。

<p>▶ 取扱業務=</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入転出等に伴う関連手続き ・住民票異動届(転入届・転居届・転出届等) ・個人番号カード等の住所変更 ・国民健康保険被保険者証発行 ・国民年金加入 ・後期高齢者医療被保険者証の変更届 ・介護保険被保険者証の交付回収 ・児童手当認定請求、住所等変更届・消滅届 ・児童扶養手当の住所変更届 ・児童医療費受給資格登録申請 ・印鑑登録 ・水道料金、開栓・休止 など <p>※パスポートの申請受付・受取は実施しません。</p>	<p>▶ 日程及び時間=</p> <p>3月31日(日)</p> <p>午前8時30分～正午</p> <p>※手続き内容によっては、当日処理できない場合があります。事前に担当課へお問い合わせください。</p>
--	--



▶ 問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎ 9125

住所を変更したら必ず届出が必要です

住民票は、居住関係を証明するだけでなく、あらゆる行政サービスの基礎となっています。住所が変更となった場合には、決められた期間内に必ず届出をしてください。



【住民異動届】

届出名		届出の期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から本町へ住所を移したとき	実際に住み始めた日(異動日)から14日以内 ※異動日より前に届出することは出来ません	・転出証明書(前住所地で発行) ・マイナンバーカード ・届出人の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)
転出届	本町から他の市区町村へ住所を移すとき	転出する前または転出した日から14日以内	・届出人の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)
転居届	町内で住所を移したとき	実際に住み始めた日(異動日)から14日以内 ※異動日より前に届出することは出来ません	・マイナンバーカード ・届出人の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)

※本人、同一世帯員以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。
 ※届出期間内に届出が提出されなかった場合や虚偽の届出をされた場合は、5万円以下の過料(住民基本台帳法第52条)の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

- ▶ 受付場所=役場1階 住民課
- ▶ 受付時間=午前8時30分～午後5時15分 (木曜日のみ午後7時まで)
 土日、祝日、年末年始は除く
- ※3月～4月は住民異動に関する届出が集中し、普段よりも手続きに時間がかかる場合があります。

▶ 問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎ 9125

小さな仕事から大きな仕事までご相談ください！！

地域の「困った」すべて解決！！

HPはこちら

短時間作業OK

★まずはお気軽にご要望をお聞かせください！

出張費無料！

◎ 頼れる家族や知人がいない

◎ ちょっと困った。助けが欲しい

◎ 一人では片付けできない

見積無料！

住宅110当番！地域密着

コロナ特約店 ㈱ホームスタイル

☎ 0120-107-077

〒329-0618 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1-37-1

◆営業時間 9:00～18:00



HOME STYLE